

# 市之川公民館だより

平成 29 年 6 月号  
(No.522 号)  
発行；市之川公民館  
西条市市之川 6678-1  
Tel&Fax； 56-3300

## 6 月 水無月 (みなづき)

五月晴れのおだやかな日が続いております。皆様いかがお過ごしでしょうか。  
5月3日には、鉱山資料室がリニューアルオープンしました。とても見やすくなりました。皆様もぜひ新しい鉱山資料室をご覧においでください。

### 《6月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
10	土	カラオケ会 10:00～ 集会室
11	日	道の草刈り
24	土	カラオケ会 10:00～ 集会室

### ※ 道路改修

5月1日(月)、2日(火)の二日間、道路の改修がありました。5か所がきれいに舗装されました。



### ※ 道標設置

5月のはじめに、新しく2箇所、道標が設置されました。武丈のものは大きくてよく目立ちますが、加茂川橋東詰の少し南の土手際のもは、かなり気をつけて見ないとわかりません。探してみてください。



### ※ 鉱山資料室新装オープン

5月3日(水)、4日(木)、5日(金)に実施しました。それぞれ、53名、103名、58名、合計214名の参加がありました。展示室がきれいに見やすくなったこともさることながら、石割り体験が大変好評でした。



## ※ 団体の来館

5月14日(日)に丹原公民館のグループ9名が武丈から歩いて来館されました。  
 5月18日(木)にはウォーキンググループ「絆」(新居浜市)のグループ11名が武丈から歩いて来館されました。鉾山資料室や千荷坑付近で、みなさん、大変熱心に学習されていました。



### 文芸欄

○ 木の芽和え うどと筍 共演で  
 ○ 真っ黄色 路面敷き詰め 竹の秋  
 ○ 懐メロを 皆で歌い 猪供養  
 ○ 孫娘 茶摘み姿も 十九かな  
 ○ 石コクの花もたわわに ピンク色  
 ○ 満開の花もきれいに 五月かな  
 ○ 鶯の声につられて 茶摘みかな  
 ○ 山菜の天ぷら食べて 味もよし  
 ○ 高齢者 運転免許 返したい  
 ○ 山に咲く 木の芽を食べて ハラハラと  
 ○ 新緑に 朝日をあびて 野辺の道  
 ○ 山つつじ ほっと一群 萌えにけり

館長 館長 知 知 知 正 正 正 正 正 正 正  
 長 長 歎 歎 歎 正 正 正 正 正 正 正

## 「人権文化」とは？

西条市は、平成16年11月に「西条市人権文化のまちづくり条例」を公布しました。また、「西条市人権文化のまちづくり基本計画」を立て、「人権尊重の視点に立った行政の推進」「人権・同和教育及び啓発の推進」「相談、支援体制の整備」「国、県及び関係機関、団体との連携」の4本柱を基本姿勢として、人権文化のまちづくりに努めております。

### 基本的な考え方

すべての市民の人権が真に尊重される人権文化の花が咲くまち西条市実現

#### 西条市人権文化のまちづくり条例

平成16年11月1日公布

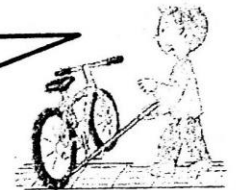
(目的)  
 第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害(以下「人権侵害」という。)をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現に寄与することを目的とする。  
 (市の責務)  
 第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権に配慮し、人権文化のまちづくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。  
 2 市は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育及び啓発に努めるものとする。  
 (市民の責務)  
 第3条 市民は、この条例の精神を尊重し、自ら人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。  
 (計画の策定)  
 第4条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。  
 (啓発活動の充実)  
 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。  
 (推進体制の充実)  
 第6条 市は、この条例に基づき施策を効果的に推進するため、国、県その他関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。  
 (人権文化のまちづくり審議会)  
 第7条 市は、人権侵害をなくするための重要事項を審議する機関として、西条市人権文化のまちづくり審議会を設置する。  
 (委 任)  
 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
 附 則  
 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

### 人権文化とは・・・

「人権という考え方が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが、当たり前になっている社会の在り方」  
 (「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画より)

つまり、私たち一人ひとりが人権尊重の意義や重要性を知識として確実に身に付け、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した時、「それはおかしい!」と思うことや、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるようなことではないでしょうか。

この場面の人権課題は？



条例では、「あらゆる人権侵害をなくするための市及び市民の責務を明らかにする」こと、「市の施策の基本となる事項を定める」こと、「人権文化の根付いた明るく住みよい西条市に寄与する」ことが求められています。条例を単なるスローガンで終わらせるのではなく、まちづくりや、西条市に住むすべての人々の暮らしや仕事が、「人権にどれだけ配慮がなされ、大切にされているか」という視点で、一人ひとりが見直していくことが大切です。「人権文化の花が咲く西条市」とは、誰もが「住みやすい」と実感できる町であり、それは、あらゆる場で人権が保障されている町でもあるのです。

西条市人権教育協議会 西条市教育委員会